

4 信 監 第 8 号
令和4年11月28日

信 濃 町 長 鈴木 文 雄 様
信 濃 町 議 会 議 長 佐 藤 武 雄 様
信濃町教育委員会教育長 佐 藤 尚 登 様

信濃町監査委員 清 水 岳 美
同 青 柳 秀 吉

令和4年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

令和4年度定期監査報告書

第1 監査の実施期間

令和4年9月26日から令和4年11月25日まで

第2 監査の対象課等

全課等対象、詳細は別添、令和4年度定期監査日程表（7頁）のとおり。

第3 監査の対象事項及び範囲

- ・ 監査の対象事項

予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

- ・ 監査の範囲

令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された事務事業等

第4 監査の方法

令和4年度上半期（必要に応じて令和3年度繰越事業含む）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、あらかじめ提出を求めた予算の執行状況及びその他関係書類等に基づき、関係職員から説明を聴取しました。

監査に当たっては、その事務事業が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に、抽出により照合・実査等の監査手続を実施し、例月出納検査の結果も参考にして監査を実施しました。

第5 監査の結果

監査の結果、予算に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に監査の報告と併せて意見として注意事項及び検討事項を記載しました。

今後の事務執行に当たっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。

また、軽微な事項については、口頭で留意又は改善を促したので記載を省略しました。

なお、上記の結果については、監査結果等に係る指摘事項等の取扱要領（平成31年3月26日制定）に基づき監査委員の合議により決定しました。

予算の執行状況

(1) 歳入の状況 (令和4年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予算現額	調定額	収入済額	調定に対する 収入未済額	収入率	
					対予算	対調定
一般会計	6,213,662,000	3,626,139,878	3,176,487,671	449,652,207	51.1	87.6
国民健康保険 特別会計	1,136,846,000	556,882,332	443,881,448	113,000,884	39.0	79.7
後期高齢者医療 特別会計	123,535,000	89,951,085	39,989,755	49,961,330	32.4	44.5
介護保険事業 特別会計	1,008,362,000	770,199,953	421,612,153	348,587,800	41.8	54.7
古海診療所 特別会計	4,366,000	30,248	30,248	0	0.7	100.0
水道事業会計	収益的 601,424,000	498,845,936	496,170,987	2,674,949	82.5	99.5
	資本的 23,096,000	1,727,000	1,727,000	0	7.5	100.0
下水道事業会計	収益的 547,737,000	225,429,870	215,597,990	9,831,880	39.4	95.6
	資本的 418,053,000	50,100,000	50,100,000	0	12.0	100.0
病院事業会計	収益的 1,422,369,000	668,529,793	668,529,793	0	47.0	100.0
	資本的 393,739,000	0	0	0	0.0	0

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

(2) 歳出の状況 (令和4年9月30日現在)

(単位：円、%)

区分 会計名	予 算 現 額	支 出 済 額	予 算 残 額	執行率
一 般 会 計	6,213,662,000	2,279,282,535	3,934,379,465	36.7
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	1,136,846,000	422,094,430	714,751,570	37.1
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	123,535,000	53,496,352	70,038,648	43.3
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	1,008,362,000	399,221,993	609,140,007	39.6
古 海 診 療 所 特 別 会 計	4,366,000	63,236	4,302,764	1.4
水 道 事 業 会 計	収益的 188,245,000	33,784,019	154,460,981	17.9
	資本的 96,987,000	31,903,160	65,083,840	32.9
下 水 道 事 業 会 計	収益的 478,419,000	61,836,759	416,582,241	12.9
	資本的 555,548,000	156,069,613	399,478,387	28.1
病 院 事 業 会 計	収益的 1,544,409,000	555,241,772	989,167,228	36.0
	資本的 408,444,000	49,972,963	358,471,037	12.2

注) : 上記予算現額等は、繰越明許費繰越額を含んだ額である。

第6 監査の意見

1 各課等共通事項

(1) 予算の執行状況について

令和4年9月末時点での予算の執行状況は、前記(1)歳入の状況及び(2)歳出の状況のとおりであり、収入率及び執行率は各会計ともほぼ前年度と同様な数値となっています。

歳入のうち、収入未済額は、一般会計、特別会計、公営企業会計とも年々減少傾向にあります。依然として多額となっています。収入未済額の縮減は、町民負担の公平性の確立と財源確保の観点からも極めて重要です。引き続き縮減に向けて努力され、現年度分については新たな滞納の発生を防ぐとともに、滞納繰越分については、早期解消に向け全庁一丸となって対策を講じてください。

また、歳出のうち未執行事業については、特別の事情がない限り予算の効率的執行の観点から早期に執行するようにしてください。

(2) 私債権の管理について

信濃町が保有する金銭の給付を目的とする権利(金銭債権)のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権(私債権)は、情報通信受信料(オフトーク受信料)、水道料、住宅貸付料、病院診療費本人負担金、奨学金貸付金等があります。町はこれらの債権について回収の手続きを行っており、納入されている事例もありますが、このうち、監査日現在で、情報通信受信料395,120円、水道料5,811,387円、病院診療費本人負担金17,718,986円が過年度未収金となっています。

町は、私債権の管理について現時点で統一した処理方法を定めていないため、回収は担当者の努力に頼っているのが実情であり、場合によっては時効により債権が消滅することも危惧されます。また、先に述べた過年度未収金の中には、債務者が死去しているものや、返済資力のない者も含まれているとのことです。これらに関して地方自治法施行令第171条の7により、不能欠損処理とすることも可能となっています。

については、私債権の管理に関し未収金の債権管理要領等を策定し、統一した方法により債権管理を行うことが望まれます。

(3) 業務の適正性の確保について

町職員がそれぞれの業務を執行するに当たっては、地方自治法や町の各種規則に基づいて処理することが基本であり、概ね適正に行われています。

しかしながら、今年度も一部の事務処理において、担当者の起案の不備やミスが是正されないまま決裁されている事例が見受けられました。書類の決裁回議に当たって、特に上司は、部下の起案の内容が法令・規則等と照らし適正であるか否かを確認した上で決裁することが求められます。

この点に関し、平成 29 年 6 月 9 日付けで地方自治法等の一部を改正する法律が公布され、国が平成 31 年 3 月に「地方公共団体における内部統制の導入・実施ガイドライン」を公表し、令和 2 年度から実施しています。内部統制とは組織において各種業務を事前にルール化し、それに基づいて業務を行い、チェックする仕組みです。町村に関しては現時点で努力義務とされていますが、職員異動時の混乱や業務上の間違いを防ぐために大変重要な制度ですので、早期に取り組むことが望まれます。

2 各課等個別事項

【総務課】 【税務会計課】 財務規則関係

(1) 物品の管理の確認等について

信濃町が保有する物品の管理、処分、報告に関する取り扱いについては、信濃町財務規則第 188 条から第 209 条により規定され、それぞれ関係する様式が定められています。町はこれまで財務規則で定める方法により物品の管理等を行ってきたところですが、令和元年 7 月 31 日付で、長野県市町村自治振興会が推進する長野県市町村内情報系システム共同化事業（以下「共同システム」という。）に加入したことにより、物品の管理、処分、報告についても共同システムで運用することとなりました。

物品のうち備品を例にとると、町は共同システム運用化に向けて備品に関する全てのデータ（所管部所、品目、名称、個数、取得年月日、取得金額等）を共同システムへ移行作業を行いました。

ところが、共同システムにより打ち出される様々な様式は、財務規則で定める様式とは異なるうえに、様式には名称が記載されていないなど、財務規則との整合が取られていません。更に問題な点は、備品の管理個票と思われる様式にその取得年月日欄が設けられていますが、システム移行日以前に取得した物品は、すべて取得日が令和 2 年 3 月 31 日となっています。備品の取得年月日は物品の減価償却や処分等を行う上で極めて重要な情報です。それが一律に令和 2 年 3 月 31 日となることは、管理上あり得ないことであり論外です。

また、これまでは備品が実在するか否かを毎年度末に担当者が確認し、上司の決裁を得た上で記録として残し管理していましたが、共同システムにはこれらの備品の管理個票ごとの確認行為を行うための様式が定められていません。毎年度、備品の状況を確認する行為も管理上極めて重要ですので、早急にシステムを改修するよう指示すべきです。

また、財務規則で定める様式について、財務規則と共同システムの様式が一致していないので、統一することが必要です。

(2) 法人税の調定について（税務係）

税務係の監査調書を確認した結果、法人町民税現年課税分の調定額が31,558,300円であるのに対して、収入済額が41,674,900円となっており、収入済額が調定額を10,116,600円上回っていました。この理由を確認した結果、調定を3か月分まとめて行っているとのこと。法人町民税のように随時の収入で納入通知を発するものの調定の時期については、信濃町財務規則第32条第3号で、原因の発生したときとされていますので、財務規則に従った調定を行うようにしてください。

【教育委員会】

(1) 長期継続契約の解除規定について（生涯学習係）

長期継続契約については、地方自治法第234条の3で予算の単年度主義に対する特例を定め、長期にわたる予算の裏付けを必要としない代わりに、同条後段で「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定しています。このため、長期継続契約を締結するにあたっては、契約書中に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。」旨の条件(解除規定)を付すことにより、翌年度以降も義務費とならないことを担保する必要があります。

教育委員会が平成31年4月1日付で東芝エレベータ株式会社長野支店と締結した、総合会館、地域交流施設、野尻湖支館及び富士里支館のエレベータの保守管理委託契約について契約書を確認した結果、翌年度以降の予算に関する解除規定が定められていませんでした。

については、変更契約又は覚書等を締結することにより地方自治法の定める基準を満たすようにしてください。

令和4年度 定期監査日程表

実施日	対象課等	監査対象等
9月26日(月)	税務会計課	調書監査
	議会事務局 監査委員事務局	調書監査
9月28日(水)	総務課	調書監査
10月5日(水)	産業観光課	調書監査
10月7日(金)	住民福祉課	調書監査
10月12日(金)	教育委員会	調書監査
10月19日(水)	建設水道課	調書監査
10月21日(金)	信越病院	調書監査
		現地監査 旧柏原小学校解体工事
10月28日(金)	税務会計課	備品(重要物品)監査
11月25日(金)	全課等	結果の合議